

# 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売することを認めることにより、地域の特産品等の販売機会を増やし、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。

## 施策の背景

- 地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、免税販売を行いたいという、既に消費税免税店の許可を受けている事業者からのニーズ
- 多数の外国人旅行者の参加が見込まれる東京2020オリンピック・パラリンピック(2020年)等の開催を控えており、イベント等に出店する場合において免税販売を可能とする環境整備が焦眉の急

地域の特産品等の販売機会を増やし、外国人旅行消費のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る

- 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日決定)
- 「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)
  - ・「訪日外国人旅行消費額を2020年8兆円、2030年15兆円とする」
  - ・「地方における消費税免税店数を2018年に2万店規模へと増加」

## 免税店数の推移



## 三大都市圏と地方部の免税店数



## 要望の概要

### 要望内容

- 既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売することを認める措置を講ずる。

### <出店イメージ>



免税店の許可を受けた事業者



地域のお祭り



商店街のイベント

## これまでの消費税免税制度の拡充

- 〈第一弾〉(平成26年10月運用開始)
  - ・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加
- 〈第二弾〉(平成27年4月運用開始)
  - ・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターの設置
  - ・外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度の創設等
- 〈第三弾〉(平成28年5月運用開始)
  - ・一般物品の購入下限額引下げ
  - ・購入者誓約書の電磁的記録による保存等
- 〈第四弾〉(合算:平成30年7月運用開始、電子化:平成32年4月運用開始予定)
  - ・一般物品と消耗品の合算
  - ・免税販売手続きの電子化